



2018年6月29日

各位

会社名 シェアリングテクノロジー株式会社
代表者名 代表取締役 CEO 引字 圭祐
(コード番号 3989 東証マザーズ)
問合せ先 取締役 CFO 管理本部長 篠 昌義
電話番号 052-414-6025

コミットメント契約に基づく行使価額修正条項付き第7回新株予約権の 行使禁止通知に関するお知らせ

シェアリングテクノロジー株式会社（以下：シェアテック）は、2018年6月11日に発行いたしました、第7回新株予約権につきまして、2018年6月29日、会社法第370条およびシェアテック定款の定めに基づく取締役会決議に替わる書面決議において、割当先である大和証券株式会社との間で締結いたしましたコミットメント契約に基づき、同社に対して下記の通り第7回新株予約権の行使を禁止する旨を通知いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 行使禁止通知の理由

シェアテックにおいては、当期の業績が好調なことなどから、2017年11月10日に公表した中期経営計画で設定していた再来期（2020年9月期）の国際会計基準（IFRS）による営業利益17億円の目標（将来予測に関する注意事項もご確認下さい。）を、来期（2019年9月期）に前倒しする見込みであり、2018年9月期第3四半期の決算発表（2018年8月6日予定）にあわせて、新たな中期経営計画を発表させていただき予定でございます。

また、2018年5月25日付「行使価額修正条項付き第7回新株予約権（第三者割当て）の発行及びコミットメント契約に関するお知らせ」において記載しましたとおり、第7回新株予約権は、行使価額条件付であって行使価額は時価に応じて修正されるものであること、シェアテックの行使要請と行使禁止により、シェアテックが資金需要や株価動向を勘案して新株予約権の行使の数量及び時期を相当程度コントロールすることができるという特徴を有しており、第7回新株予約権の行使は、シェアテックの決算短信又は各四半期決算短信において、シェアテックの連結ベースの経常利益（各四半期決算短信において公表される累計の連結ベースの経常利益を含み、当該決算短信において国際会計基準（IFRS）に従って算出された連結ベースの営業利益が公表されている場合には、当該基準に従って算出される連結ベースの営業利益とします。以下同じ。）が550百万円以上と公表されることを行使の条件とし、シェアテックの経営成績達成に関する行使条件を付しております。

このような状況において、シェアテックは、資金調達のとおりや調達資金の拠出時期について再度検討し、新たな中期経営計画の発表を踏まえて、来期の業績の達成状況に応じて第7回新株予約権の行使がなされることが望ましいと考え、2019年9月期第1四半期の決算発表までは、第7回新株予約権の行使を禁止すべきと判断し、下記のとおり、2019年9月期第1四半期の決算発表を終えているであろう期間（現時点では2019年9月期第1四半期の決算発表予定日は未定です。）までの間、第7回新株予約権の行使を禁止することとしました。

下記の行使禁止期間の経過後については、シェアテックの業績の状況に応じて再度行使禁止通知を行う可能性もございます。

2. 行使禁止通知書の内容

(1) 行使を禁止する新株予約権の名称	シェアリングテクノロジー株式会社 第7回新株予約権
(2) 行使を禁止する期間	2018年7月4日から 2019年2月11日まで

(注) 将来予測に関する注意事項

本開示には、シェアテックに関連する予想・見通し・目標・計画等の将来に関する事項が含まれております。これらはシェアテックが本開示時点において入手した情報に基づく、当該時点における予測等を基礎として作成されております。これらの事項には一定の前提・仮定を採用しており、一定の前提・仮定はシェアテックの経営陣の判断ないし主観的な予測を含むものも含まれております。

また、様々なリスク及び不確実性により、将来において不正確であることが判明し、あるいは将来において実現しないことがあります。従って、シェアテックの実際の実績、経営成績・財政状況等についてはシェアテックの予測・見通し・目標・計画とは異なる結果となる可能性が有ります。

以 上